## 4. 働き方改革

## 労働施策総合推進法に基づく基本方針 を策定——厚労省

労働施策総合推進法に基づく「労働 施策基本方針」が平成30 (2018) 年 12月28日、閣議決定された。労働者 がその能力を有効に発揮できるよう、

「働き方改革の必要性」やその「推進に向けた基本的な考え方」等を示すとともに、求められる「労働施策に関する基本的な事項」等を整理したもの。厚生労働省労働政策審議会労働施策基本方針部会での議論を踏まえて取りまとめた。同省では「今後、この方針に基づき、誰もが生きがいを持ってその能力を最大限発揮することができる社会の実現に向けて取り組んで」いく、などとしている。

## 労働施策の基本事項を整理

第196回国会で、時間外労働の限度 時間の設定や、短時間・有期雇用労働 者等と通常の労働者の不合理な待遇の 相違の禁止等を盛り込む「働き方改革 を推進するための関係法律の整備に関 する法律」(平成30年法律第71号、「働 き方改革関連法」)が成立し、労働8 法が一括改正された。こうしたなかで、 同法第3条の規定により、雇用対策法 (昭和41年法律第132号) も、「労働 施策の総合的な推進並びに労働者の雇 用の安定及び職業生活の充実等に関す る法律」(昭和41年法律第132号、「労 働施策総合推進法」) に改められた。 同法第10条第1項では、労働者がそ の有する能力を有効に発揮することが 出来るよう、必要な労働施策の総合的 な推進に係る基本的な方針を定めなけ ればならない、等と規定している。そ のため、今般初めて、「労働施策基本 方針」が策定される運びになった。

それによると、方針では「誰もが生きがいを持ってその能力を最大限発揮することができる社会を創るためには、働く人の視点に立ち我が国の労働制度の改革を行い、企業文化や風土を変え、働く一人一人が、より良い将来の展望を持ち得るようにすることが必要である」などと、働き方改革の必要性を強調。そのうえで、労働施策総合推進法の目的や基本的な理念を踏まえつつ、

「労働施策に関する基本的事項等を定めることにより、都道府県や市町村等の地方公共団体とも連携を図りつつ、働き方改革の実現に向けて労働施策を総合的に推進する」などと、基本的な考え方を明らかにした。

方針ではまた、働き方改革等の実現に向けて求められる「労働施策に関する基本的な事項」を、①労働時間の短縮等の労働環境の整備、②雇用形態または就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保、多様な就業形態の普及及び雇用・就業形態の改善、③多様な人材の活躍促進、④育児・介護または治療と仕事の両立支援、⑤人的資本の質の向上と職業能力評価の充実、⑥転職・再就職支援、職業紹介等に関する施策の充実、⑦働き方改革の円滑な実施に向けた取組――の側面から整理した。

まず、①については、(1) 長時間労働の是正、(2)過労死等の防止、(3) 中小企業等に対する支援・監督指導、(4) 業種等の特性に応じた対策等の推進、(5) 最低賃金・賃金引上げと生産性向上、(6) 産業医・産業保健機能の強化、(7) 安全で健康に働ける労働環境の整備、(8) 職場のハラスメント対

策及び多様性を受け入れる環境整備— 一を行うなどとした。

また、②については、(1) 雇用形態 または就業形態にかかわらない公正な 待遇の確保など非正規雇用労働者の待 遇改善、(2) 正規雇用を希望する非正 規雇用労働者に対する正社員転換等の 支援、(3) 柔軟な働き方がしやすい環 境の整備が必要などとした。

## 方針の見直しにも言及

③では、(1) 女性の活躍推進や(2) 若者の活躍促進、(3) 高齢者の活躍促進、(5) 外国人材の受入環境の整備、(6) 様々な事情・困難を抱える人の活躍支援――を列挙した。また、④については、(1) 育児や介護と仕事の両立支援を挙げた。⑤に関しては、(1) リカレント教育等による人材育成の推進と(2) 職業能力評価の充実、⑥では(1) 成長分野等への労働移動の支援や(2) 職場情報・職業情報の見える化、(3) 求人・求職情報の効果的な提供及び地域の雇用機会の確保、を図るなどとしている。

方針では、その他の重要事項として、 (i) 商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化、(ii) 労働条件の改善に向けた生産性の向上支援、(iii) 学校段階における職業意識の啓発、労働関係法令等に関する教育の推進——の必要性も指摘した。また、経済・雇用情勢に加え、働き方改革実行計画のフォローアップ状況等に応じ、「変更の必要性があると判断した場合は、本方針を見直す」ことにも言及した。 (調査部)